

建設と外国人技能実習生



公益財団法人 国際研修協力機構

JITCO

Japan International Training Cooperation Organization

1 「外国人技能実習制度」の趣旨

開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、先進国の進んだ技能・技術・知識（以下「技能等」という。）を修得させようとするニーズがあります。我が国では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年を一定期間産業界に受け入れて、産業上の技能等を修得してもらう「外国人技能実習制度」という仕組みがあります。

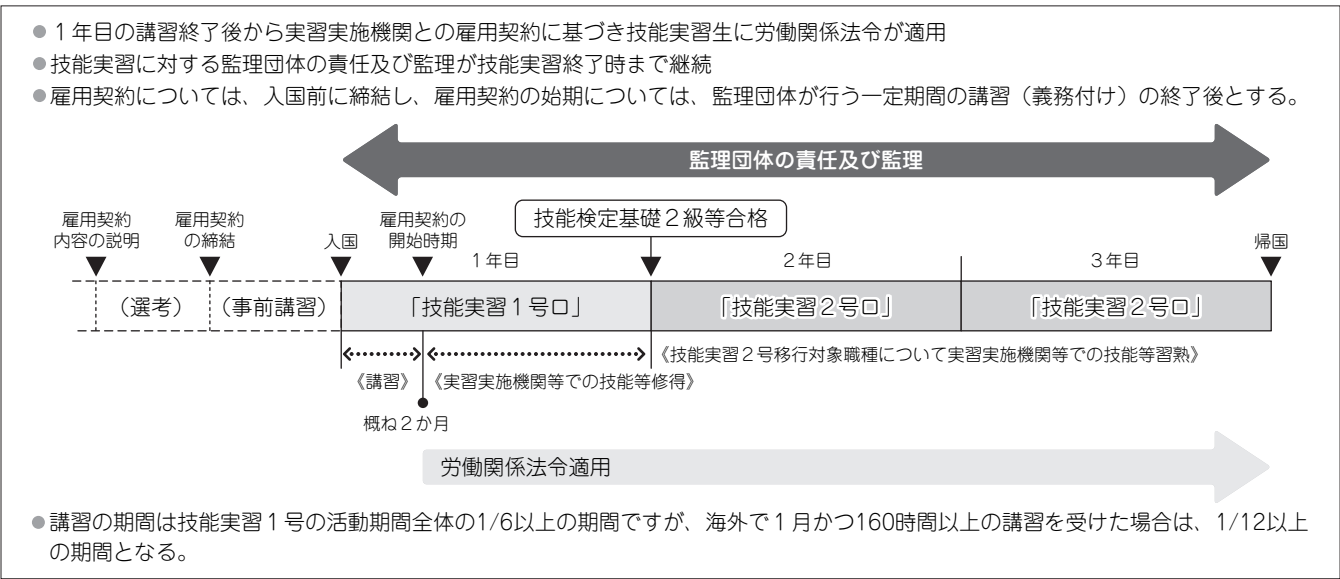
この制度は、技能実習生へ技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

2 「外国人技能実習制度」の概要

- (1) 受入れ機関の別により次の二つのタイプがあります。
- ① 企業単独型
本邦の企業等（実習実施機関）が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施
 - ② 団体監理型
商工会や中小企業団体等営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施機関）で技能実習を実施
- (2) 上記(1)の二つのタイプのそれぞれが、技能実習生の行う活動内容により、入国後1年目の技能等を修得する活動と、2・3年目の修得した技能等に習熟するための活動とに分けられ、対応する在留資格として4区分の「技能実習」になります。

	入国1年目	入国2・3年目
企業単独型	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習2号イ」
団体監理型	在留資格「技能実習1号ロ」	在留資格「技能実習2号ロ」

3 「外国人技能実習制度」の流れ（団体監理型受入れの場合）



- (1) 監理団体の役割
- 技能実習生の受入れを行う商工会や中小企業団体などの監理団体の役割が非常に重要です。監理団体は、その責任と監理の下で技能実習生を受け入れ、技能実習1号と技能実習2号による期間を通して、技能実習を実施する各企業等（実習実施機関）において技能実習が適正に実施されているか確認し指導することが求められます。
- (2) 実習実施機関の役割
- 実習実施機関は、技能実習生に対し実際に技能等を修得させる立場にあります。技能実習指導員を配置し技能実習計画に従って技能実習を実施するとともに、生活指導員を配置し技能実習生の生活管理にも細かく配慮するなど、技能実習が円滑に行われるようにすることが求められます。
- (3) 技能実習2号への移行
- 技能実習生は、技能実習1号終了時に移行対象職種・作業について技能検定基礎2級等に合格し、在留資格変更許可を受けると技能実習2号へ移行することができます。この場合、技能実習1号で技能等を修得した実習実施機関と同一の機関で、かつ同一の技能等について習熟するための活動を行わなければなりません。滞在期間は、技能実習1号と技能実習2号を合わせて最長3年となります。

「技能実習2号口」への移行対象職種・作業

職業能力開発促進法に基づく技能検定の職種・作業と、JITCO認定による公的評価システムに基づく職種・作業を併せて建設関係では21職種31作業あります。

建設関係技能実習2号移行対象職種（21職種31作業）

[2012年4月1日現在]

職 種 名	作 業 名
さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業 プラント配管作業

職 種 名	作 業 名
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業 積み込み作業 掘削作業 締固め作業

注1) *の職種はJITCO認定職種

注2) ほかに建設に関係するものとして、塗装職種に「建築塗装作業」と「鋼橋塗装作業」の2作業がある。

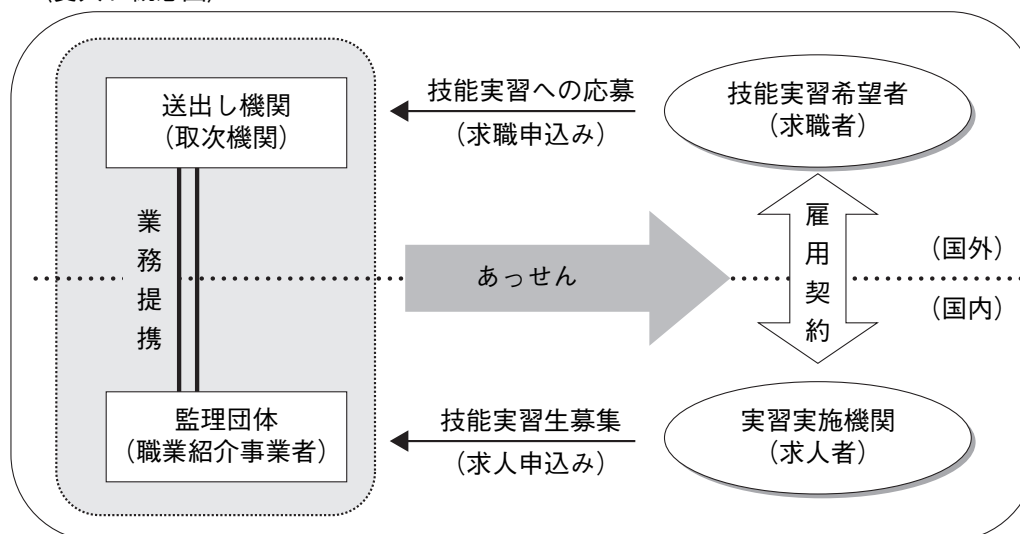
4 「外国人技能実習制度」に係る職業紹介事業

外国人技能実習生については、入国前に実習実施機関と雇用契約を締結し、技能実習を行うこととなりますので、監理団体が送出し機関と提携して行う技能実習生の受入れは、下記の「受入れ概念図」のとおり職業紹介行為に該当し、職業安定法に基づく職業紹介事業の許可または届出が必要になります。

以上のことから、実習実施機関が建設分野の技能実習生を受け入れる場合には、職業安定法第33条の3の無料職業紹介事業の届出をしている者または同法33条の許可を受けている者である監理団体を通じて行うこととなりますので、監理団体に確認の上、実施してください。

お問い合わせにつきましては、JITCOの各駐在事務所をお願いします。また、都道府県労働局については需給調整事業関係業務担当窓口となっています。

〈受入れ概念図〉



* 資料出所：厚生労働省リーフレット「外国人技能実習制度に係る職業紹介について」を参考

5 受入れに関する総合的な相談等

JITCOは、外国人技能実習・研修制度の総合的な支援機関として、技能実習生等の受入れについてあらゆる相談に応じ、受入れ事業を進める監理団体・実習実施機関等へ種々の支援事業を行っています。お気軽にご相談下さい。

●技能実習制度説明会 ————— お問合せ先 企業部相談課（電話：03-6430-1160）

外国人技能実習制度の適正な推進を目的として、技能実習生の受入れに関する全般的説明（制度の概要、技能実習生の要件、監理団体・実習実施機関（企業等）の要件、技能実習2号への移行等）及び個別相談を定期的にJITCO本部にて行っております。

〔対象〕外国人技能実習関係者

〔開催〕●JITCO本部会議室

原則・毎月第1水曜日13時より17時

※具体的な開催日時はJITCOホームページでご確認ください。

●技能実習生受入れ実務セミナーの開催 ————— お問合せ先 企業部企画課（電話：03-6430-1156）

技能実習生の受入れ事業を円滑に進めるに当たっては、制度やノウハウについての深い理解と基礎的な知識が必要です。そのためJITCOでは受入れ事業責任者・業務担当者を対象として「技能実習生受入れ実務セミナー」を開催しています。

●団体監理型コース

●企業単独型コース

〔内容〕各受入れ形態における法的要件、申請実務、生活指導等、受入れに必要な実務全般についての講義

〔対象〕受入れ事業責任者・業務担当者

※セミナー開催の日時と場所はJITCOホームページでご確認ください。

●建設業関係への支援 ————— お問合せ先 企業部建設班（電話：03-6430-1165）

建設業に関しては、JITCOの専門スタッフが業界団体、監理団体・実習実施機関等を訪問し、本制度を正しく理解していただくための出張説明や相談等を実施しています。また、技能実習が適正かつ円滑に行われるよう支援・助言をします。

公益財団法人 国際研修協力機構（JITCO）とは

公益財団法人国際研修協力機構（Japan International Training Cooperation Organization：略称JITCO（ジツコ）は、1991年に法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の5省共管により設立された財団法人です。2012年4月に公益財団法人に移行しました。

JITCOは外国人技能実習・研修制度の適正かつ円滑な推進に寄与することを基本として、以下を使命としています。

- ①技能実習生・研修生の受入れを行おうとする、あるいは行っている民間団体・企業等や諸外国の送出し機関に対し、総合的な支援・援助や適正実施の助言・指導を行うこと。
- ②技能実習生・研修生の悩みや相談に応えるとともに、入管法令・労働法令等の法的権利の確保のため助言・援助を行うこと。
- ③制度本来の目的である技能実習・研修の成果が上がるよう、監理団体・実習実施機関、技能実習生・研修生、送出し機関等を支援すること。

公益財団法人 国際研修協力機構 企業部建設班

〒105-0013 東京都港区浜松町1-18-16 住友浜松町ビル4階
TEL 03-6430-1165 FAX 03-6430-1114